

ADKPゼロ・カーボンあかし支援事業補助金のご案内

明石市では、あかし脱炭素経営パワーアップ制度の宣言事業者に対して、サポーターから支援を受ける場合の費用を補助します。

(1) 補助対象者

あかし脱炭素経営パワーアップ制度の宣言事業者として登録されている事業者

- ※ あかし脱炭素経営パワーアップ制度において、脱炭素経営に取り組むことを宣言し、「宣言事業者」として市に登録された事業者が対象となります。



「あかし脱炭素経営パワーアップ制度」の詳細については、下記から市ホームページをご確認ください。

あかし脱炭素経営パワーアップ制度

検索



(市ホームページ)

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_souzou_ka/cnkeieisien.html

(2) 補助対象事業

あかし脱炭素経営パワーアップ制度サポーターが提供する支援メニューにより実施する事業
(具体例)

- ・ 脱炭素に関するセミナーまたは研修事業
- ・ 省エネルギー診断事業
- ・ 温室効果ガスの削減計画またはロードマップの策定事業 など



【共通要件】

- ・ 2026 年4月1日から **2027 年 3 月 10 日まで**に完了すること。
- ・ 事業の実施場所が明石市内であること。(市外実施分も含めた事業については市外実施分を除きます。)
- ・ 支援メニューの費用が1万円を超える事業であること。
- ・ 明石市の他の制度による補助を受けていないこと。

(3) 補助金額

「明石市内の事業所等において実施された支援メニューの費用(税抜き)」から「国・地方公共団体等の補助金額」を引いた額に3分の1乗じて得た額(**上限10万円**)

- ※ 1,000 円未満の端数は切捨てです。

(4) 申請受付期間

2026 年9月1日(火)～11月30日(月) **必着**

- ※ 上記の期間内であっても、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了します。

(5) 手続きの流れ

① 交付申請書の提出

【提出書類】 ・ 交付申請書(様式第1号)

【添付書類】 ・ 支援メニューの費用が確認できる書類 (カタログ、見積書、契約書の写しなど)

・ 3か月以内に発行された申請者に係る登記事項証明書 (申請者が法人でない場合にあつては、申請者が事業者であることが確認できる書類)

・ 事業を実施する事業所等の位置図

※ その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

② 市から交付決定通知書を交付

③ 実績報告書の提出 ※2027年 3月10日まで (必着)

【提出書類】 ・ 実績報告書(様式第7号)

【添付書類】 ・ 補助事業の支払を証明する書類 (領収書の写し、支払証明書など)

・ (国、地方公共団体等から補助金を受ける場合) その補助金の額が確認できる書類

※ その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

④ 市から交付額確定通知書を交付

⑤ 請求書の提出

【提出書類】 ・ 請求書(様式第9号)

【添付書類】 ・ 振込先口座情報が確認できる書類 (通帳の写しなど)

※ その他、必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

ダウンロード
はこちら



※ 申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。

(市ホームページ)

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyau/kankyau_soumu_ka/top/adkphojo.html

(6) 書類提出先・問合せ先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市環境産業局環境室 環境創造課

TEL: 078-918-5786 FAX: 078-918-5192

E-mail: plan-ems@city.akashi.lg.jp

問合せ時間: 平日 8:55~17:40 (12:00~13:00 を除く。)

